

事業者のみなさまへ

廃棄物の 適正処理 ガイドブック

初心者にも
分かりやすく
処理方法を解説

保存版

いつも手元に!
便利で役立つ1冊



令和4年11月

京都市
CITY OF KYOTO



美しい京都を 次の世代に 引き継ぐために

山紫水明の地、京都。この美しい京都のまちを次代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命です。

そのためには、モノの生産・消費・使用の各段階において、ごみとなるべく出さず(リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用))、廃棄したごみはできるだけ資源としてリサイクル(再生利用)し、使えないごみは焼却して発電(熱回収)したうえで、正しく処分することで、循環型社会を構築する必要があります。

事業所から排出される廃棄物については、事業者の皆様の責任で処理することが法律で義務付けられています。

廃棄物の処理に関するルールについて共に学び、環境への意識を高めるとともに、コストの削減や企業イメージの向上を図りましょう。

ナビゲーター紹介

ここは京都市のとある会社…。
今日から新入社員が廃棄物担当に
加わりました。

私はみやこよ。よろ
しくね。廃棄物の知
識はあるの?

家でもごみの分別をし
てているので、できると思
います。

ただしです。廃棄
物担当になりました。
よろしくお願
いします。

そう…?家庭ごみの
処理とは違う点が多
いわよ。一つずつ覚
えていってね。

ただし君

廃棄物担当を志望した、やる
気みなぎる新入社員。素直
な性格だが、うっかり屋さん
の一面も持っている。

みやこさん

整理整頓が得意なしつかり
者の先輩社員。面倒見が良
く、後輩の指導にも情熱を
持って当たる。

目次

ステップ①

みるみる分かる! 廃棄物

廃棄物の種類や事業者の責務について学びましょう。

事業系廃棄物と家庭ごみ	2
事業系一般廃棄物と産業廃棄物	4
事業者の責務	10

まずは基本を押さえよう!



ステップ②

必ずできる! 適正処理

廃棄物処理のルール、契約方法やマニフェスト制度について理解しましょう。

事業系廃棄物の処理の流れ	14
廃棄物処理委託契約とマニフェストの運用	18
主な届出	22

ステップ③

さらに進める! ごみ減量

循環型社会の構築に向け、2Rを推進しましょう。

事業者による2Rと分別・リサイクルの取組	24
----------------------	----

一歩進んだ取組よ!



巻末付録

さらに、知ろう! ごみのこと	28
事業系廃棄物の分類早見表	30

冊子の使い方



初心者のあなたは…

ステップ①から読み始めましょう。基本事項を理解したら、次のステップに進んでください。

ベテランのあなたは…

分かっているつもりでも、忘れることや疑問に思うことがあるはず。そんな時に、手引としてご活用ください。

※ 本文中における矢印 P1 → は、詳しく書かれたページを表しています。

※ この冊子では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことを「廃棄物処理法」と記載しています。

また、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(愛称:ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」)のことを「しまつのこころ条例」と記載しています。

事業系廃棄物と家庭ごみ



ごみを出してきます。黄色い袋をください。

黄色い袋は使えないわよ。
事業系廃棄物と家庭ごみの
違いを教えるわね。



事業系廃棄物と家庭ごみの違い

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。



- ▶ 事業系一般廃棄物、産業廃棄物、リサイクル可能なものに分別します。 P8・9
- ▶ 収集運搬業者に処理を委託します。 P18・19
- ▶ 廃棄物の種類に応じてクリーンセンター、産業廃棄物処理施設又はリサイクル施設に自己搬入することもできます。
- ▶ 事業系一般廃棄物を出す際は、透明袋(無色透明又は白色透明)を使用します。



- ▶ 家庭ごみを出す際は、指定の袋(黄色、透明)などを使用します。



事業系廃棄物の主な分類

「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、宿泊施設、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業所が行う全ての活動が含まれます。

事業所から出るごみにも、いろんな種類があるんですね。



事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、事業廃棄物以外のものをいいます。例えば、食べ残したものやリサイクルできない紙などが該当します。

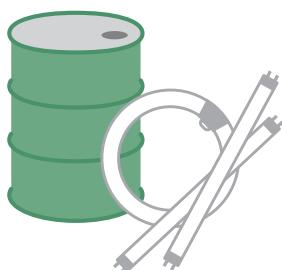
P8



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた20種類のものをいいます。

P6



リサイクル可能なもの

事業系廃棄物（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）の中には、再生利用が可能なものが数多くありますので、分別してリサイクルを進めましょう。再生利用が容易なものとして、紙類、空き缶、空きびん、金属などが挙げられます。

P24



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください

住居

家庭ごみ

店舗

事業系廃棄物

事業系廃棄物は、事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません。



事業系廃棄物を家庭ごみとして排出することはできません



事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第25条により以下の罰則が科せられます。

P13

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

事業系一般廃棄物と 産業廃棄物



事業系廃棄物の中でも
さらに分類が…。



難しく考えないで、
具体例を見ていき
ましょう。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

事業系 一般廃棄物



産業廃棄物以外のごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。

分別を徹底すれば、事業系一般廃棄物に該当するごみは、食べ残したものやリサイクルできない紙程度にとどまります。

P8

産業 廃棄物



産業廃棄物として定められたもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類のものをいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処理の方法が異なります。

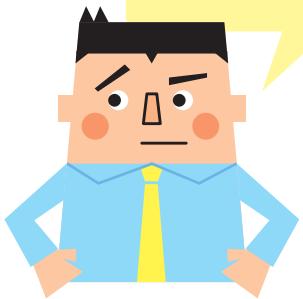
P6・7



産業廃棄物が排出されない事業所はない

事業所で使う機器や薬品、引き出しの中のペンやホッチキスも産業廃棄物に当たります。産業廃棄物は、どのような事業所からでも必ず排出されるもので、事業所の規模や排出量は関係ありません。

産業廃棄物って事務所でも出るんだ…。



**廃棄物の処理を委託する場合、
事業系一般廃棄物と産業廃棄物について
それぞれ契約する必要があります!!**

P18・19



ただし君の質問 その1

お昼に食べたコンビニ弁当の容器やジュースの缶は家庭ごみですか？



事業所から出るごみは、全て事業系廃棄物だと覚えてね。



この弁当の容器は、プラスチックなので、産業廃棄物になるんですか？



そうよ。容器はきれいに洗ってから出してね。



産業廃棄物の例

1 燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等
2 汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、製造工程から出る泥状物等
3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃固体石けん、廃食用油等
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石けんの廃液、自動車の廃不凍液等
6 廃プラスチック類	廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ等
7 ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る。
8 金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
9 ガラスくず、 コンクリートくず [*] 及び陶磁器くず	空きびん、廃ガラス製品、陶磁器くず(れんが、瓦、タイル)、廃陶器製品、廃石こうボード、廃スレート板等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝等 (※ コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
10 鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良鉱石等
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片等
12 ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの(電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト)
13 ★紙くず	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず【建設業】 紙、板紙のくず等【紙・紙加工品製造業、印刷出版業等】
14 ★木くず	貨物の流通に使用した木製パレット(パレットへの貨物の積付けに使用した梱包用木材を含む。)【全業種該当】 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず【建設業】 木材片、おがくず、かんなくず等【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 不要な木製家具等【物品販賣業】
15 ★繊維くず	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず【建設業】 木綿、羊毛等の天然繊維くず【繊維工業(縫製を除く)】
16 ★動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(酒類製造業の醸造かす、豆腐製造業のおから等)であって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等が含まれるもの【食料品・医薬品・香料製造業等】 ※ 製造した商品をその場で販売するいわゆる製造小売業(菓子屋・パン屋等)は該当しません。
17 ★動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物【と畜場、食鳥処理場】
18 ★動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿【畜産農業、畜産類似業】
19 ★動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体【畜産農業、畜産類似業】
20 政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらに該当しないものの(コンクリート固型化物等)

★の項目は、【 】の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

■特別管理産業廃棄物の例



特別管理産業廃棄物 管理責任者を選任してください

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、事故の防止や適正処理の確保のため管理責任者を選任して、京都市に報告する必要があります。

P23



P6・P7の項目以外のものが事業系
一般廃棄物ですね…。理屈は分かり
ましたけど、表を見ても判断が難し
いですね。

そうね。じゃあ一例だけど、次の
ページの分別表を見てみましょう。



ごみ分別表

事業系一般廃棄物として処理するもの

P16

事業系一般廃棄物として処理するもの	厨芥類	食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くずなど		一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンター・リサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	紙くず	汚れのついた紙、リサイクルできない紙など		一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	木くず	木製品、せん定枝など		一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンター・リサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
	リサイクル可能な紙類	新聞、ダンボール、雑がみ(雑誌、OA用紙、シュレッダーくず、機密書類、メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど)		一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託してください。 リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。
	古布	不要になった衣類など		一般廃棄物収集運搬業者に委託することができますが、できる限りリサイクルしましょう。

※ クリーンセンターへの搬入には、大きさや量についての制限があります。

産業廃棄物として処理するもの	
プラスチック類	弁当・カップ類、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など 
金属類	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など その他金属製のもの（事業所の机、椅子、ロッカーなど） 
ガラス陶磁器類	コップなどのガラス類、陶器類など 
電池類	乾電池、充電池など 
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池など 
缶	飲料用の缶など 
びん	飲料用のびんなど 
ペットボトル	飲料用などのペットボトル 
混合物	家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機） 
	その他家電製品、パソコンなど 

※ 産業廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできません。 P10

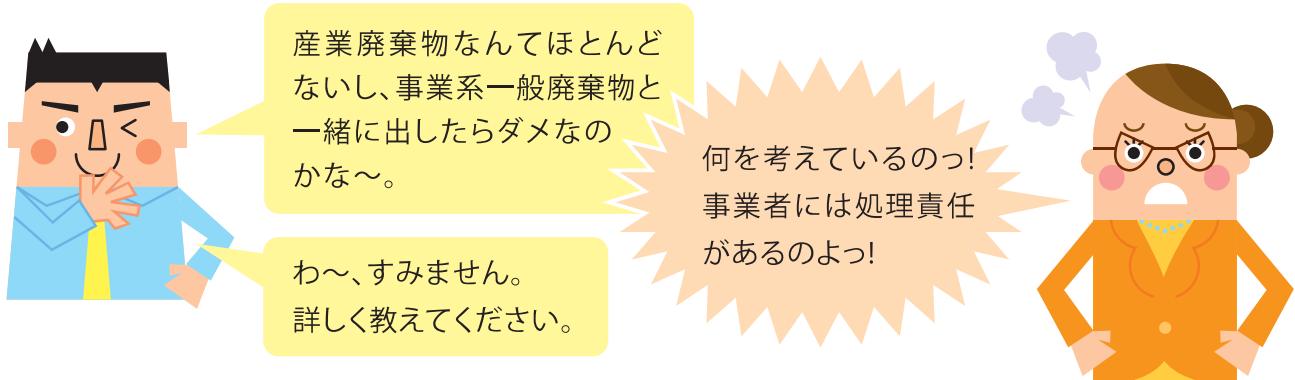


そもそも分別って、必要なんですか？

廃棄物の種類によって
処理やリサイクルの方
法が違うから、分別して
おくことが大事なのよ。

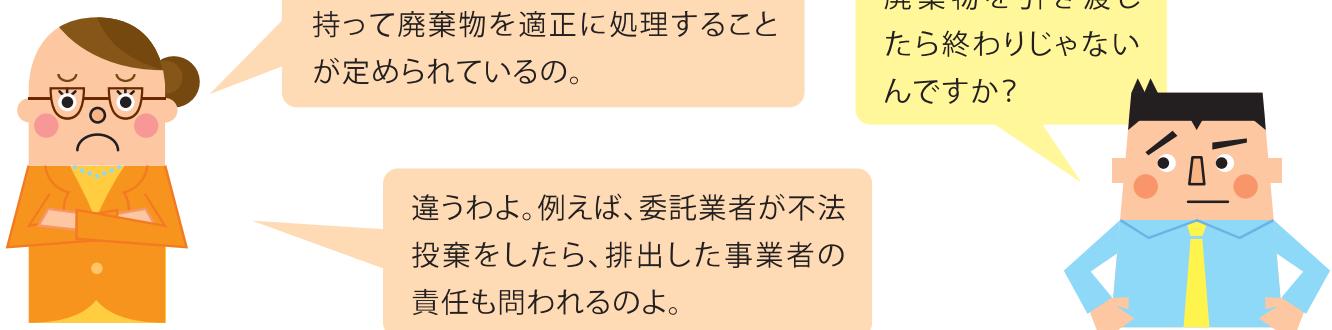
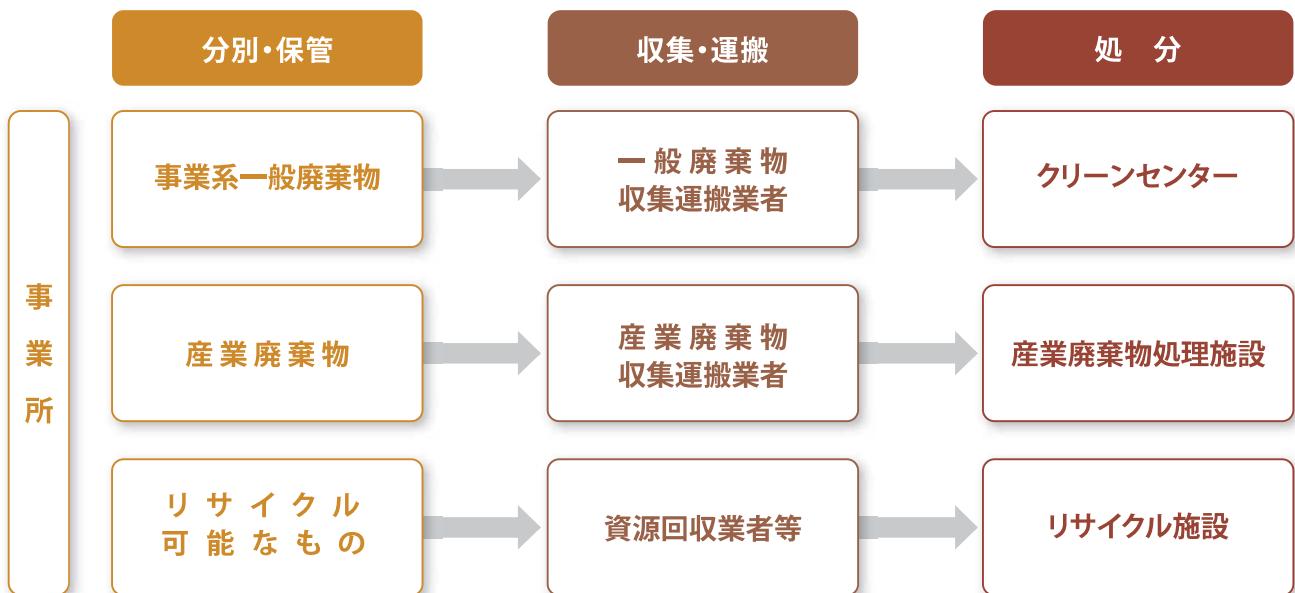


事業者の責務



廃棄物処理の流れ

事業所から排出された廃棄物は、「分別・保管」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき自らの責任において適正に処理する必要があります。

1 自ら処理するか、処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理(収集・運搬、処分)しなければなりません。

P18・19

2 廃棄物の再生利用と減量を

廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。

P24

3 製造、販売等の際には工夫を

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

4 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。



事業者は、廃棄物を責任を持って正しく処理しましょう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



事業所は、一般廃棄物と産業廃棄物を正しく分別排出しなければなりません。

(事業者が排出する廃棄物の分別)

第38条 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならない。



■ まずは廃棄物の発生抑制

適正処理を進める前に、行わなければならないことは廃棄物の発生抑制です。廃棄物の収集・運搬、処分はもとより、リサイクルを行うに当たっても石油や電気などの多くのエネルギーが必要となります。

廃棄物の発生抑制は地球環境を守るだけでなく、事業所のイメージアップにもつながります。

大事なのは廃棄物を出さないことなんだ。



■ 処理の流れを確認することが大切

産業廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬業者に引き渡しても事業者の責任がなくなるわけではありません。事業者は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を発行し、その廃棄物が適正に処理されているか把握しておく必要があります。

P20



最終処分が終了するまで、しっかりチェックしましょう。

(事業者の処理)
第12条（前略）

7 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

マニフェスト

委託した産業廃棄物の処理の流れを把握するために、排出した事業者が処理を委託した業者に発行する書類をマニフェスト（産業廃棄物管理票）といいます。マニフェストは5年間保存する義務があります。

P20

マニフェスト 交付等状況報告書

前年度のマニフェストの発行枚数や排出量等について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を毎年6月30日までに京都市に提出してください。（電子マニフェストの場合は報告不要です。）

P23

報告は毎年。
保存は5年と覚えておいてね。

電子マニフェスト
について P20
を見てください。



委託には基準があります

廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しなければなりません。

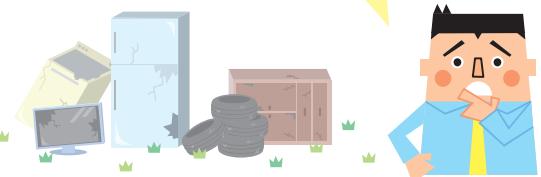
事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可の内容が異なりますので、廃棄物の種類に応じて適切に処理業者を選ぶ必要があります。

P18・19

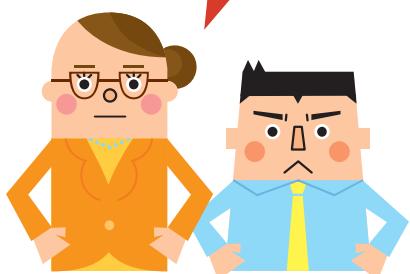
委託基準違反の罰則

事業者が、事業系廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます。

正しく業者を選ぶことも事業者の責任なんですね。



処理業者が不法投棄をすると、排出した事業者にも責任が及ぶの。



不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄を行うと厳しい罰則が科せられます。処理を委託した業者が不法投棄を行った場合であっても、排出した事業者の責任が問われることがあるため、最終処分されるまでの流れを確認する必要があります。

不法投棄の罰則

不法投棄をすると、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金（法人には3億円以下の罰金）など、非常に厳しい罰則が科せられます。

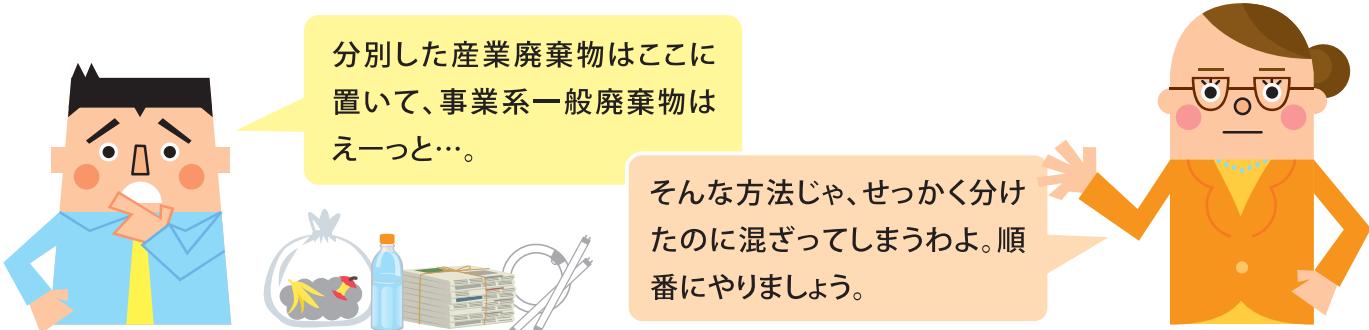
クリーンセンターでの搬入物検査

事業所などから排出され、クリーンセンターに搬入されたごみの検査を実施しています。市職員がごみ袋を点検し、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみなど不適物が混入していた場合は、排出した事業者に分別の徹底等、適正排出について指導を行っています。

産業廃棄物を一般廃棄物として処理することは違法行為に当たります。また、リサイクル可能な紙ごみを搬入する行為は条例違反に当たります。分別を徹底し、クリーンセンターに不適物を搬入しないようしてください。



事業系廃棄物の処理の流れ



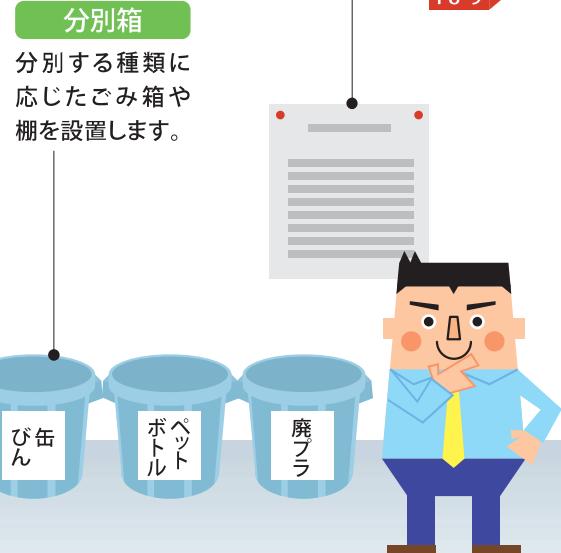
適正処理の第一歩は分別

事業系廃棄物が発生した時点では、次の3種類を基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。
事業系廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。

P24



分別回収箱等の配置例



事業系廃棄物の保管

処理業者に事業系廃棄物を引き渡すまでの間は、適正に保管を行います。

保管

ルールを守って保管します

分別した事業系廃棄物は、種類ごとに保管します。保管場所には囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。また、飛散、流出、悪臭の発散が生じないよう、必要に応じて容器等を使用するとともに、ネズミの生息や蚊、ハエ等の発生を防ぎましょう。

掲示

産業廃棄物の保管場所には、掲示が必要です

産業廃棄物の保管場所には、右のような掲示板を設置してください。



保管方法を見直します～。



第12条(前略)

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

廃棄物処理法施行規則

第8条 法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

産業廃棄物保管場所掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)
管理者氏名	(株)○○ 総務課○○○
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止

こんな分け方じゃ、回収できませんよ! 分別・保管は最低限のルールでしょ。



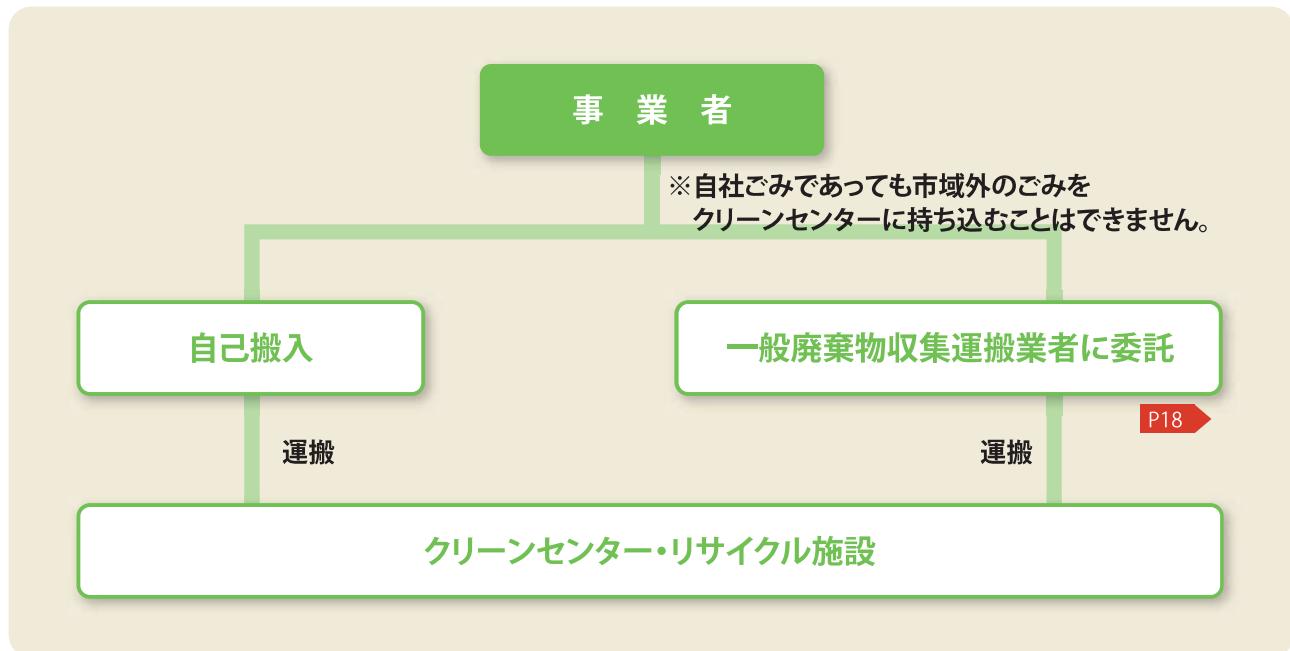
特別管理産業廃棄物の管理体制

特別管理産業廃棄物の運搬の際には、事故などを防止するため、廃棄物の種類及び取扱上の注意事項を記載した文書を収集運搬業者に交付するか、容器に表示してください。

保管に当たっては、廃棄物の種類に応じて次のような措置をとってください。

- 他の物と混合しないよう、仕切りなどを設けてください。
- 廃油は揮発しないよう容器などに密封し、高温にさらさないでください。
- 腐敗防止に努めてください。

事業系一般廃棄物の処理の流れ



事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、クリーンセンターなどに搬入するという流れになります。

なお、自己搬入をすることもできます。

事業者は、自ら事業系一般廃棄物をクリーンセンター・リサイクル施設に持ち込むことができます。持ち込める廃棄物かどうか分からぬ、持ち込む量が多いなどという場合は、事前にクリーンセンターに連絡してください。

京都市のクリーンセンターの連絡先

・東北部クリーンセンター
京都市左京区静市市原町1339
TEL 075-741-1003

・南部クリーンセンター
京都市伏見区横大路八反田29
TEL 075-611-5362

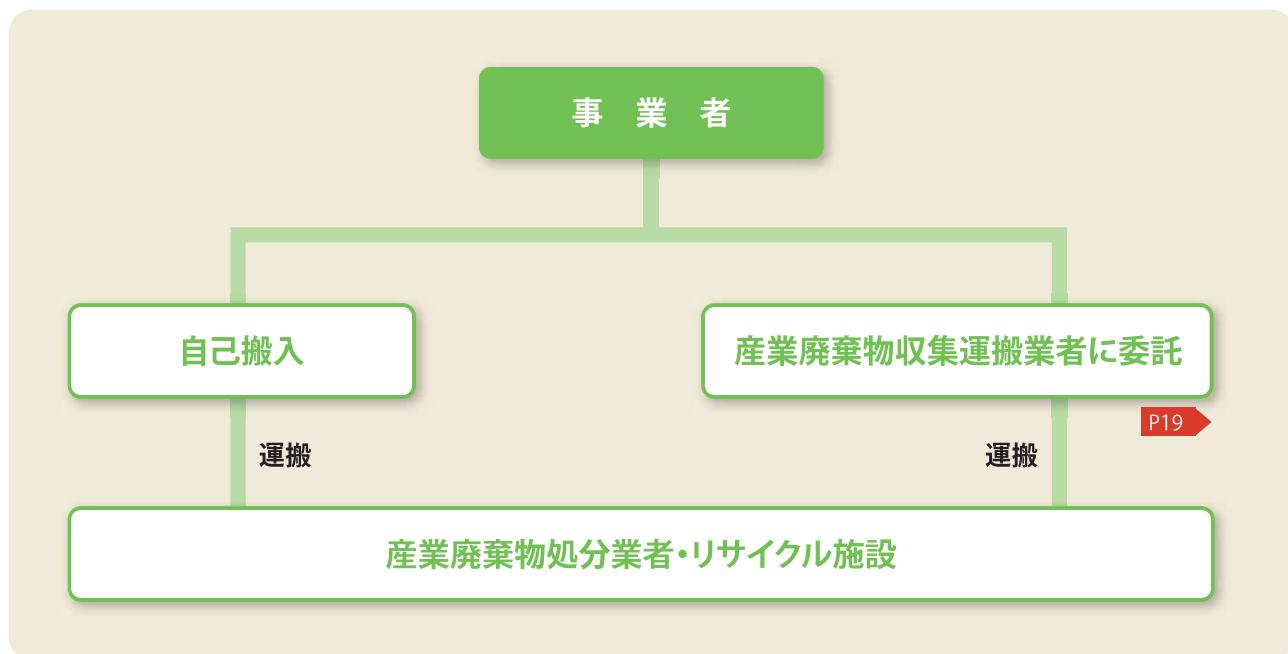
事業系一般廃棄物のごみの搬入手数料

事業者の皆様が、一般廃棄物収集運搬業者に支払われている「**ごみ処理料金**」には、一般廃棄物収集運搬業者の「**収集運搬料金**」だけでなく、京都市クリーンセンター等における「**ごみ搬入手数料**」が含まれています。この「**ごみ搬入手数料**」は、一般廃棄物収集運搬業者を通して京都市に支払われています。

$$\text{ごみ処理料金} = \text{収集運搬料金} + \text{ごみ搬入手数料}$$



■ 産業廃棄物の処理の流れ



産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、処分業者などに引き渡すという流れになります。

処理を委託する場合には、収集・運搬と処分について、それぞれ書面により契約を締結する必要があります。また、引渡しに当たっては、マニフェストの交付が義務付けられています。

P20•21



事業者は、自ら産業廃棄物を産業廃棄物処分業者・リサイクル施設に持ち込むこともできます。持込みに際しては、契約している産業廃棄物処分業者と相談してください。

産業廃棄物の運搬表示

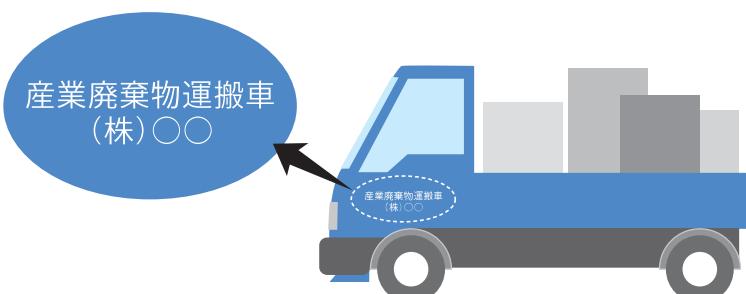
産業廃棄物を運搬する場合は、運搬車両の両面の側面に次の表示を行う必要があります。

事業者が自ら運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ5cm角以上)
 - 事業者名(文字サイズ3cm角以上)

産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ5cm角以上)
 - 業者名(文字サイズ3cm角以上)
 - 許可番号下6桁(文字サイズ3cm角以上)



産業廃棄物を運搬する際には、次の
書類を携帯する必要があります

事業者が自ら運搬する場合

- 次の事項を記載した書類
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する産業廃棄物の種類、数量、積載日
 - ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

マニフェスト伝票の場合

- 許可証の写し
 - 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

電子マニフェストの場合

- 許可証の写し
 - 電子マニフェスト使用事業者証の写し
 - 登録事項の記載書面又は電磁的記録

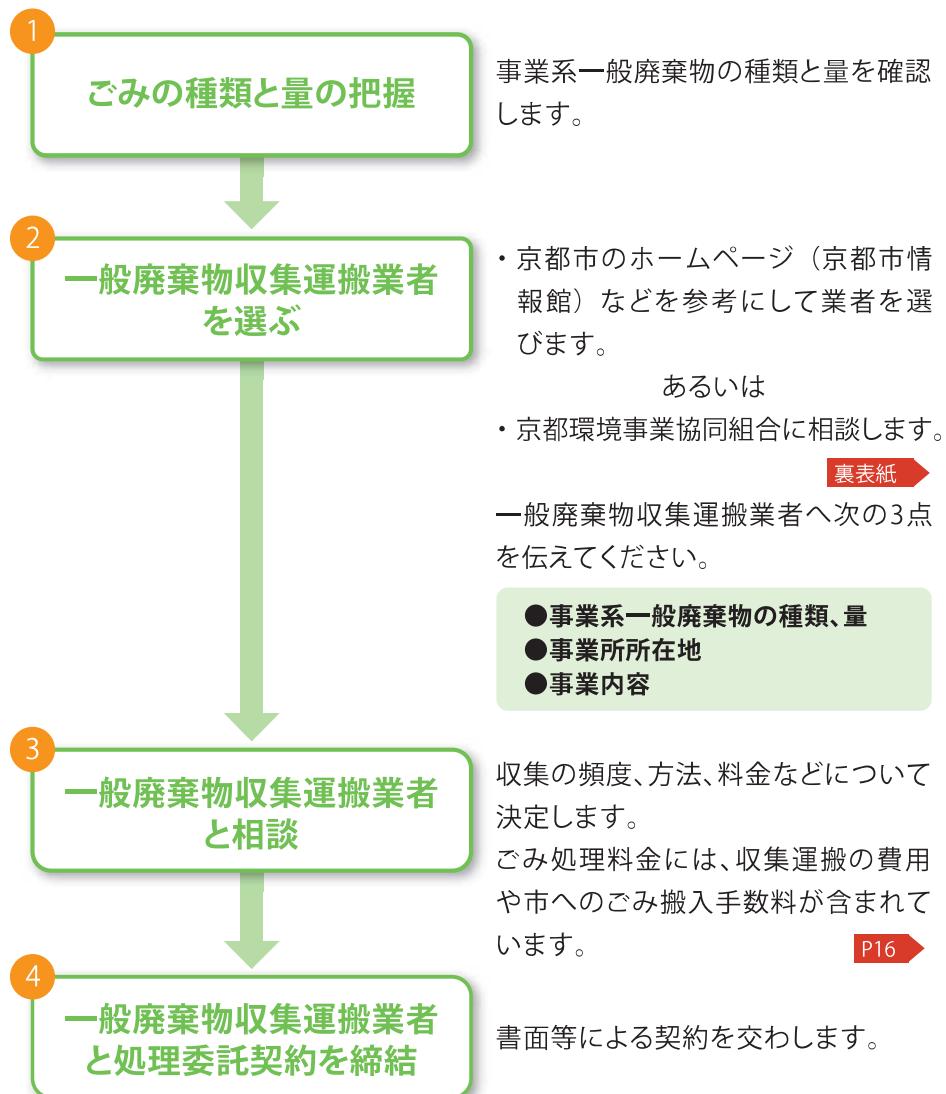
廃棄物処理委託契約とマニフェストの運用



廃棄物の処理を委託する場合、事業系一般廃棄物と産業廃棄物についてそれぞれ契約する必要があります!!

事業系一般廃棄物処理委託契約の流れ

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります。



業者に頼みたいけど、どこがいいのかな?



京都市のホームページを参考にすればいいわよ。



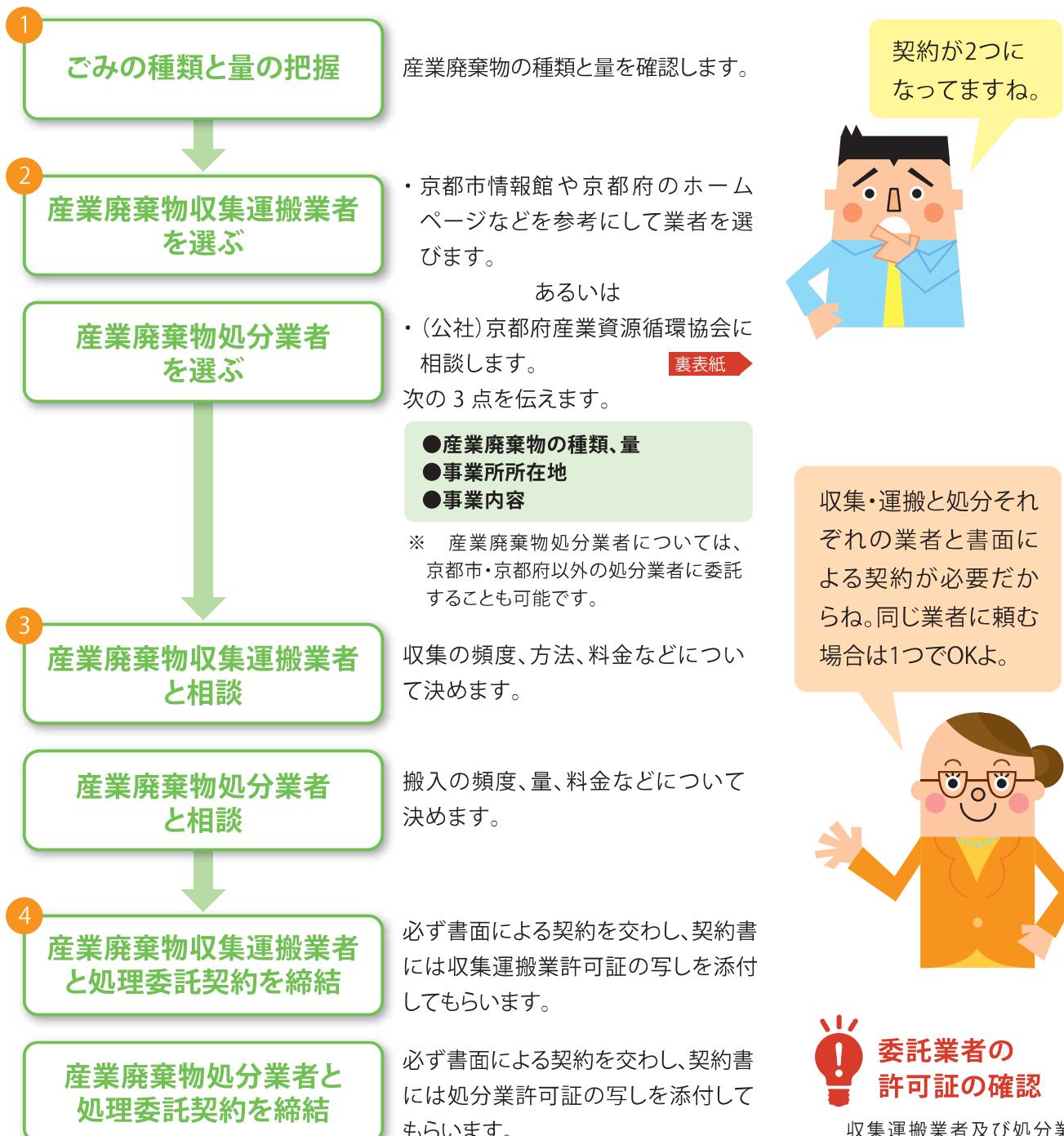
一般廃棄物収集運搬業者の中には、
産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者もいます

京都市 一般廃棄物 許可業者

検索

産業廃棄物処理委託契約の流れ

産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集・運搬と処分それぞれの業者と書面で契約する必要があります。収集・運搬と処分を同一の業者に委託する場合は、まとめて契約することもできます。



* 事業者と収集運搬業者、処分業者の3者で契約することは適切ではありません。必ず、事業者と収集運搬業者、事業者と処分業者の2者との間で契約しましょう。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、同一の契約で問題ありません。

契約が2つになってしまいますね。



収集・運搬と処分それぞれの業者と書面による契約が必要だからね。同じ業者に頼む場合は1つでOKよ。



委託業者の許可証の確認

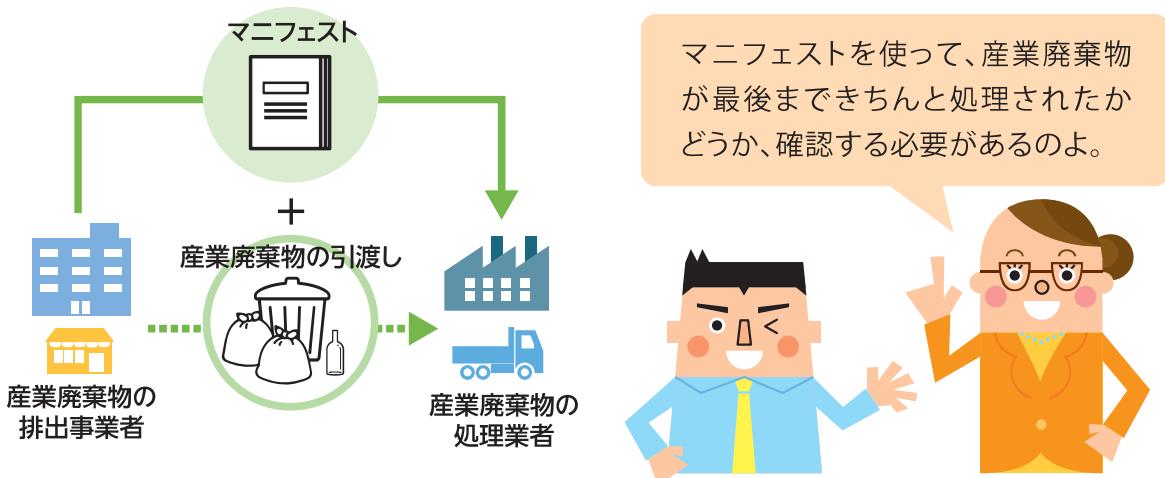
収集運搬業者及び処分業者からそれぞれ許可証の写しを受け取り、適正な処理が可能かどうか廃棄物の種類ごとに確認してください。

産業廃棄物の収集・運搬や処分を委託する場合は、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた業者と書面により契約を締結することが必要です!!

マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付する必要があります。マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストの2種類があり、どちらを使う場合も、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」ということを記入します。

P12

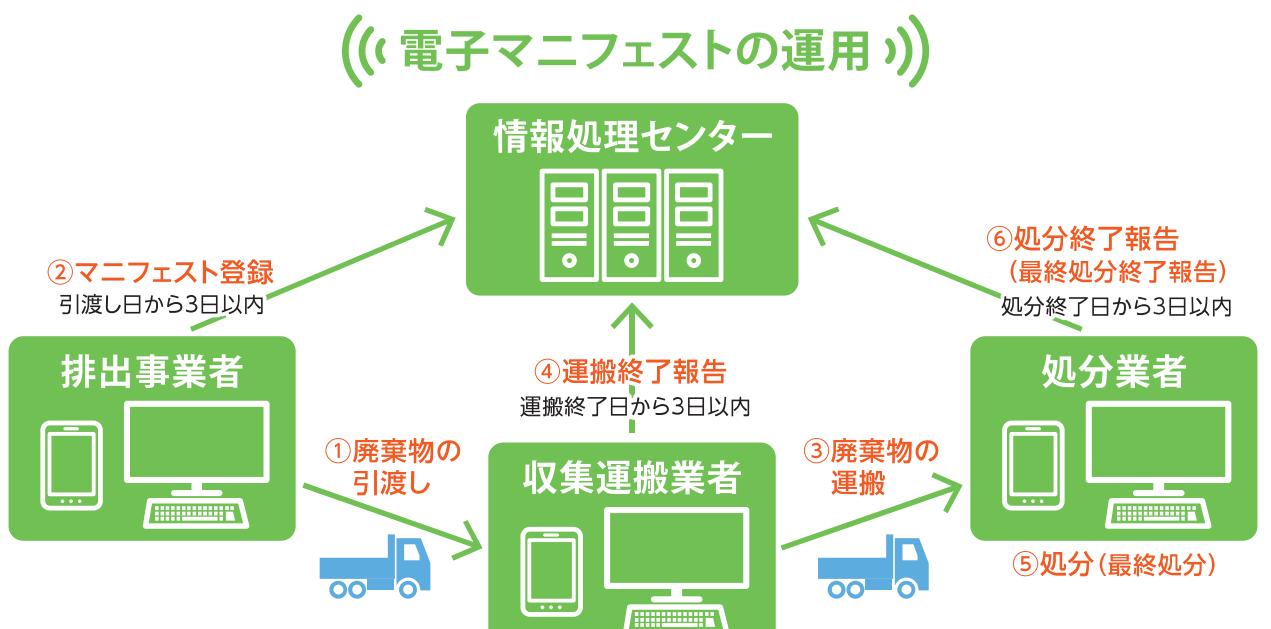


電子マニフェスト

電子マニフェストは、事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が、情報処理センターを介したネットワークで、産業廃棄物の処理状況等を報告・管理する仕組みです。電子マニフェストを利用する場合、事業者、収集運搬業者、処分業者の三者とも情報処理センターに加入する必要があります。

詳しい内容や利用方法は、JWNETのホームページを御覧ください。

裏表紙



電子マニフェストを使うことで、記入や保管の事務が効率化・簡素化できるだけでなく、記載漏れや報告忘れがシステムでチェックされるので、法律をしっかり守れるのよ。



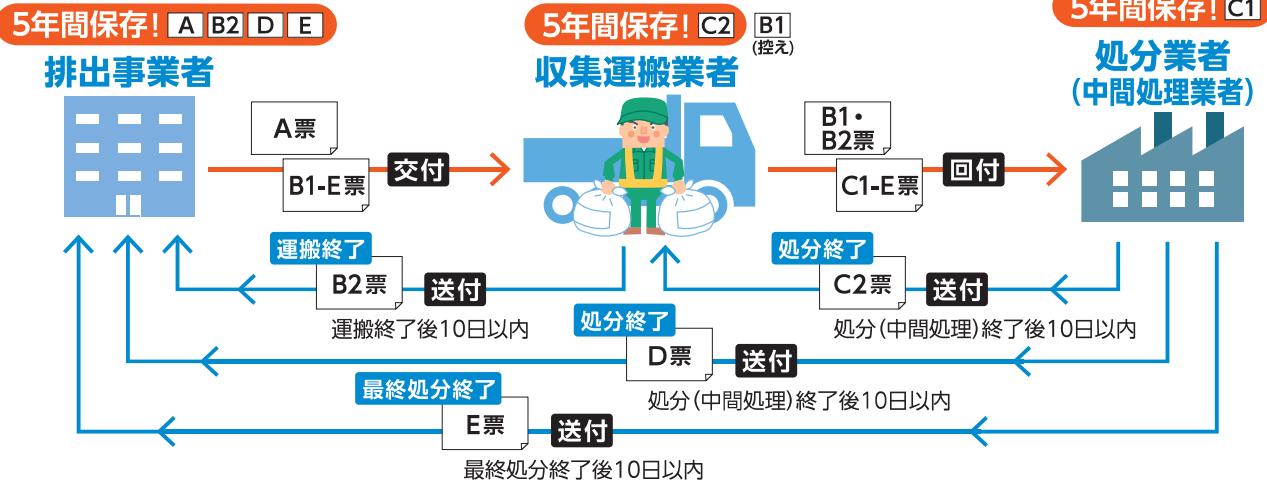
電子マニフェスト利用の一部義務化

前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が年間50t以上の事業場を設置している排出事業者は、電子マニフェストの使用が法律で義務化されています。

紙マニフェスト

紙マニフェストは、A票・B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票の7枚複写の伝票になっており、事業者は、必要事項を記入し、産業廃棄物を処理業者に引き渡すと同時にその伝票を交付する必要があります。

紙マニフェストの流れ



紙マニフェストの記載例

赤色の部分を記入してください。

紙マニフェストの記載例	
交付年月日欄 マニフェストを交付した年月日を記入します。	交付年月日欄
事業者欄 事業者の名称、住所、電話番号を記入します。	事業者欄
産業廃棄物欄 産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法等を記入します。	産業廃棄物欄
運搬受託者欄 産業廃棄物を運搬する業者の名称、住所、電話番号を記入します。	運搬受託者欄
処分受託者欄 産業廃棄物を処分する業者の名称、住所、電話番号を記入します。	処分受託者欄
照合確認欄 B2票、D票、E票が返送されてきたら、それぞれA票と照合確認し、その日付を記入します。	照合確認欄
紙マニフェストの購入 紙マニフェストは(公社)京都府産業資源循環協会で購入できます。 紙マニフェストの交付状況報告 紙マニフェストを使用した場合は、その状況を毎年報告する必要があります。P23	



ただし君の質問 その2

マニフェストを出さなかったり、保存しなかったらどうなりますか?



交付義務や保存義務に違反したら、6か月以下の懲役や50万円以下の罰金など、厳しい罰則が科せられるわよ。

マニフェストの返送が遅れた場合
遅延報告書

事業者は、B2票、D票、E票が所定の期間を過ぎても送付されない場合、必要な措置を講じたうえで「措置内容等報告書」を30日以内に京都市に提出してください。

主な届出



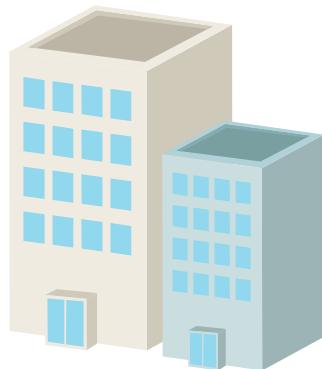
法律や条例で
義務付けられています

このページに掲載されている報告書などについては、法律や条例で届出が義務付けられています。

事業用大規模建築物減量計画書

対象 事業用大規模建築物の所有者

事業用に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上の事業所の所有者は、毎年5月31日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。



対象 事業用大規模建築物の建築主

事業用大規模建築物を新築する際には、廃棄物の発生量の見込みや保管場所に関する事前の届出が必要です。

お問合せ・提出 北、上京、左京、中京、右京の各区
東山、山科、下京、南、西京、伏見の各区

北部環境共生センター TEL 075-701-9800
南部環境共生センター TEL 075-671-0511

特定食品関連事業者減量計画書

対象 チェーン展開する食品関連事業者

京都市内における店舗などの床面積の合計(バックヤードや厨房などを含む)が3,000m²以上の事業者は、毎年6月30日までに、廃棄物の発生量や発生抑制の取組などについて、前年度の実績と当該年度の見込みを記載した計画書を京都市に提出する必要があります。



事業者報告書兼計画書

対象 右の表に該当する事業者等

右の表の業種・規模要件に該当する事業者等は、毎年6月30日までに、2R等の取組に関する前年度の実績と当年度の計画を記載した報告書兼計画書を京都市に提出する必要があります。

物品小売業者	1店舗の延床面積が500m ² 以上 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m ² 以上
飲食店業者	1店舗の延床面積が500m ² 以上 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m ² 以上
ホテル・旅館業者	1店舗の延床面積が1,000m ² 以上 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m ² 以上
大学	市内の全ての大学・短期大学

お問合せ・提出 資源循環推進課 TEL 075-222-3946

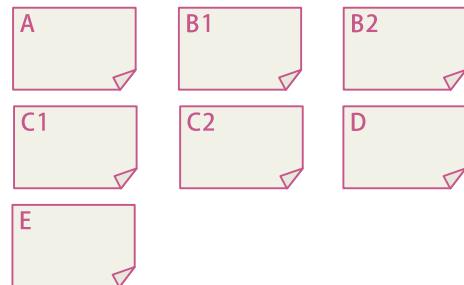
産業廃棄物管理票交付等状況報告書

対象 ➤ 産業廃棄物の処理を委託している全ての事業所

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を委託した事業所は、毎年6月30日までに、前年度に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の状況を京都市に報告する必要があります。

ただし、電子マニフェストの場合は報告は不要です。

P20・21



特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書

対象 ➤ 特別管理産業廃棄物を排出する事業所

特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、事故防止と適正処理を目的として、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければならないこととなっています。

選任又は変更をした日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書を京都市に提出する必要があります。

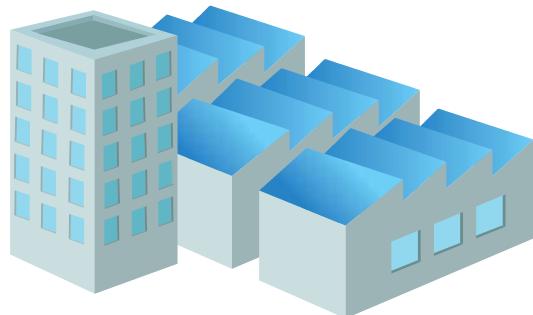
P7



多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書

対象 ➤ 産業廃棄物の多量排出事業者

前年度における産業廃棄物の発生量が1,000t（特別管理産業廃棄物については50t）以上であった事業場を設置している事業者は、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書を京都市に提出する必要があります。

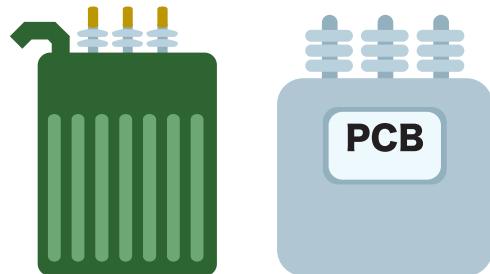


PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

対象 ➤ PCB廃棄物を保管している事業所

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を保管している事業所は、毎年6月30日までに、前年度における保管・処分の状況を京都市に報告する必要があります。

PCBが含まれる電気機器を使用している場合も、同様に報告が必要です。



お問合せ・提出 廃棄物指導課 TEL 075-222-3957

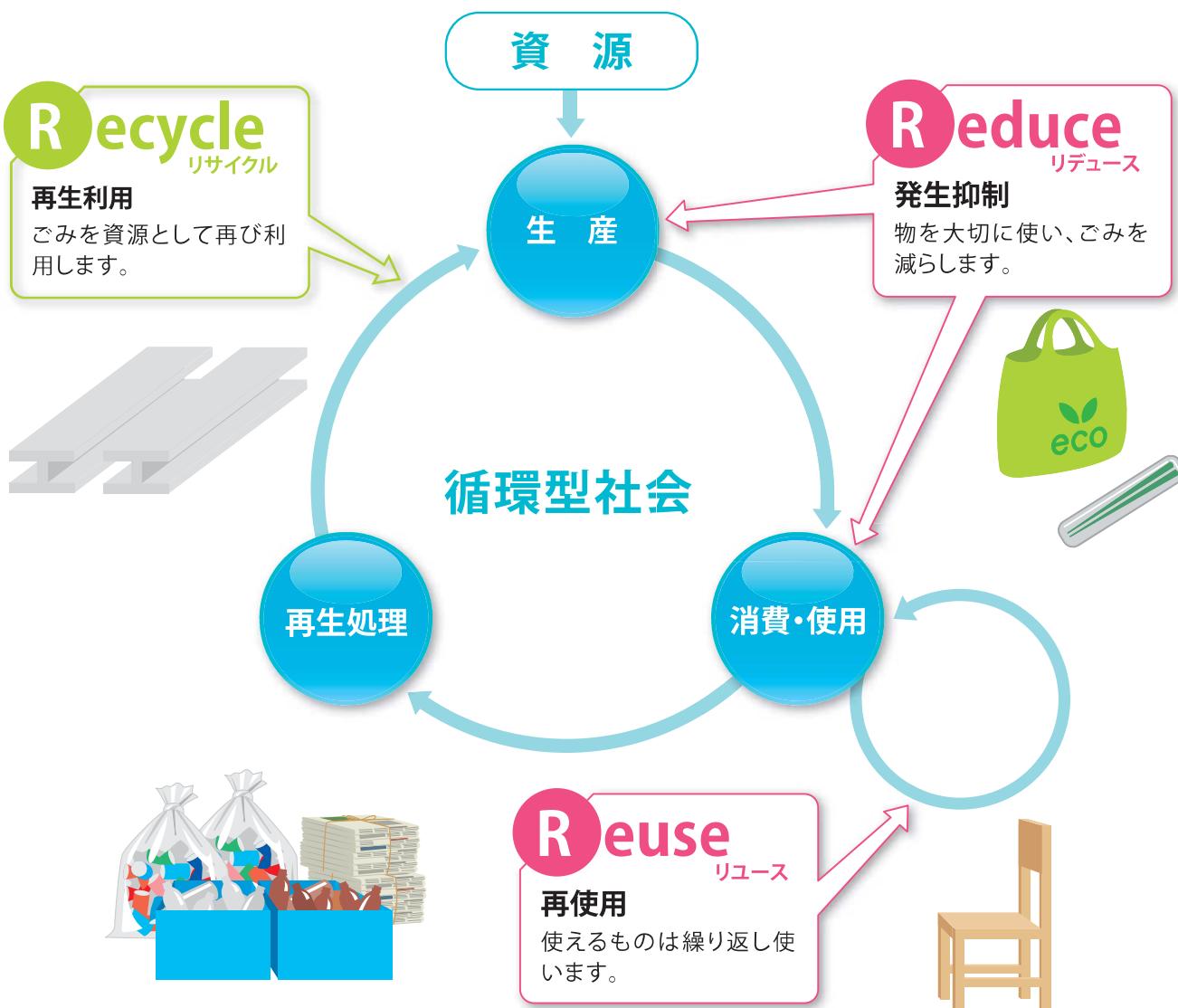
事業者による2Rと分別・リサイクルの取組

■ 2Rと分別・リサイクルの取組

本市では、しまつのこころ条例に基づき、2 R[※]と分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ減量施策を推進し、循環型社会の構築、持続可能な社会の実現を目指しています。

※ 2 Rとは、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)の頭文字をとった言葉です。

具体的には、原材料の効率的な使用、長寿命製品やリサイクルしやすい製品の設計、使い捨てプラスチックや食品ロスの削減、修理サービスといった「リデュース」、シェアリングサービス、中古品の販売・利用といった「リユース」のこと指します。



リサイクル可能な紙類の分別の義務化

事業系一般廃棄物のうち紙ごみに関しては、リサイクル可能な紙類について分別が義務付けられています。

リサイクルできる紙類の例



リサイクルできない紙類の例(禁忌品)



※ 禁忌品はリサイクルへの悪影響が大きいのでリサイクル可能な紙類には入れないでください。

※ 禁忌品をリサイクル可能な紙類として扱っている業者もあります。各取引先に御確認ください。

分別を行うだけでは、リサイクルにつながりません。資源として収集してもらうために、委託業者とよく相談しましょう。

生ごみの減量にご協力を!

京都市食品ロスゼロプロジェクト

検索



事業所から出る事業系一般廃棄物の約4割を生ごみが占めています。

食品関連事業者の皆様は、需要予測、売り切りの工夫などにより、販売されずに廃棄される生ごみ(食品ロス)が発生しないよう努めてください。

印字ミス、箱の破損、賞味期限が近付いている等の理由により出荷・販売はできないものの、食品の品質には問題ない場合は、アプリ等を通じて直接消費者に販売するサービスの利用やフードバンク団体への寄付も検討してください。

◆食べ残しぜロ推進店舗◆

食品ロスの削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食品小売店を「食べ残しぜロ推進店舗」に認定して、ホームページ等で紹介しています。

食品ロスの現状や市民、事業者それぞれの食品ロス削減の取組、食べ残しぜロ推進店舗の情報を発信しています。



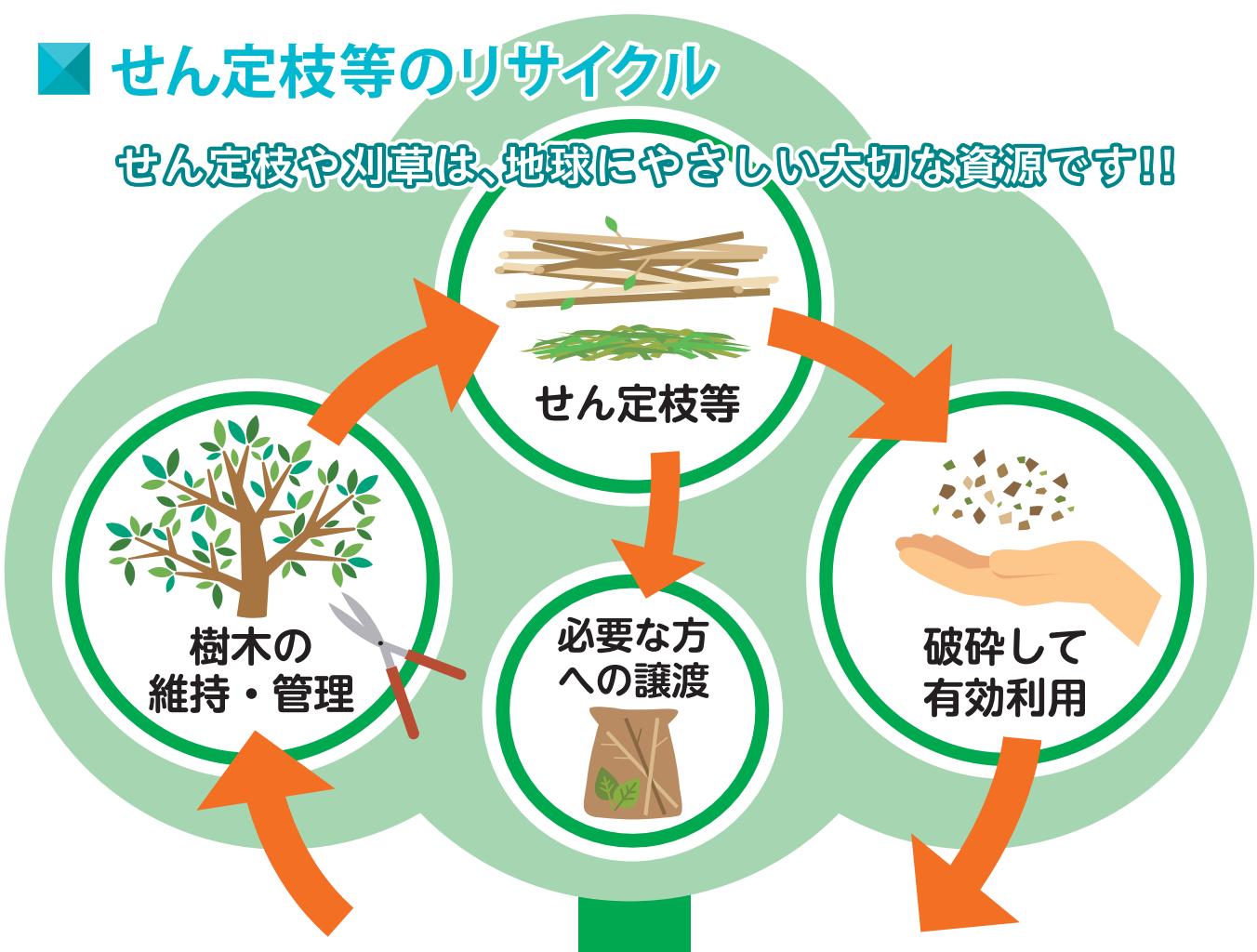
リサイクル製品の例

事業系廃棄物の多くが、分別収集、リサイクル処理を経て、次のような新たな製品に再生され、有効に活用されています。



せん定枝等のリサイクル

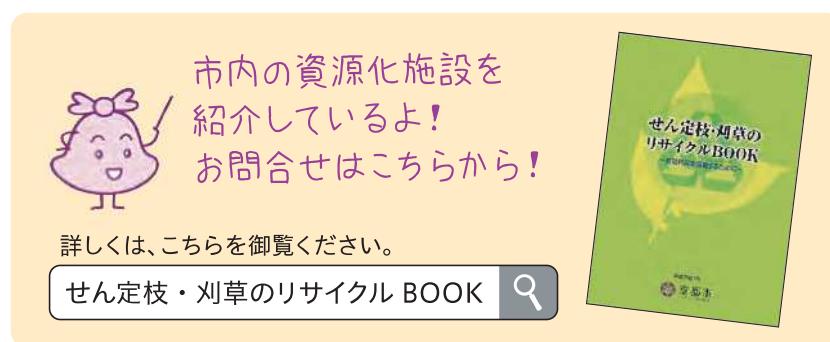
せん定枝や刈草は、地球にやさしい大切な資源です!!



様々な製品に生まれ変わって、私たちのところへ戻ってきます。



せん定枝や刈草を地域で再生利用することにより、クリーンセンターでの焼却や海外からの木材チップの輸入が抑えられ、資源の有効活用につながります。



大切な資源を有効活用しましょう!



さらに、知ろう！ごみのこと

リチウムイオン電池などの危険なごみは必ず分別処分を！

－充電式電池や充電式の電化製品の適正処理－

- ・リチウムイオン電池などの充電式電池や、充電式電池が使用されている電化製品の排出時は、電池を取り外せるものは取り外し、「産業廃棄物」として処分してください。
- ・収集や処理施設で火災事故等のリスクがあるため、決して「事業系一般廃棄物」として排出しないようにしてください。
- ・リサイクルマークが付いた取り外し可能な充電式電池は、取り外して、一般社団法人 J B R C に引き渡すこともできます。

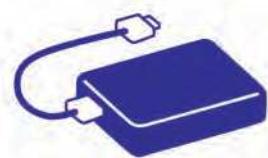
リチウムイオン電池が
使用されている
主要な
電子機器



タブレット



ワイヤレスイヤホン



モバイルバッテリー



加熱式たばこ

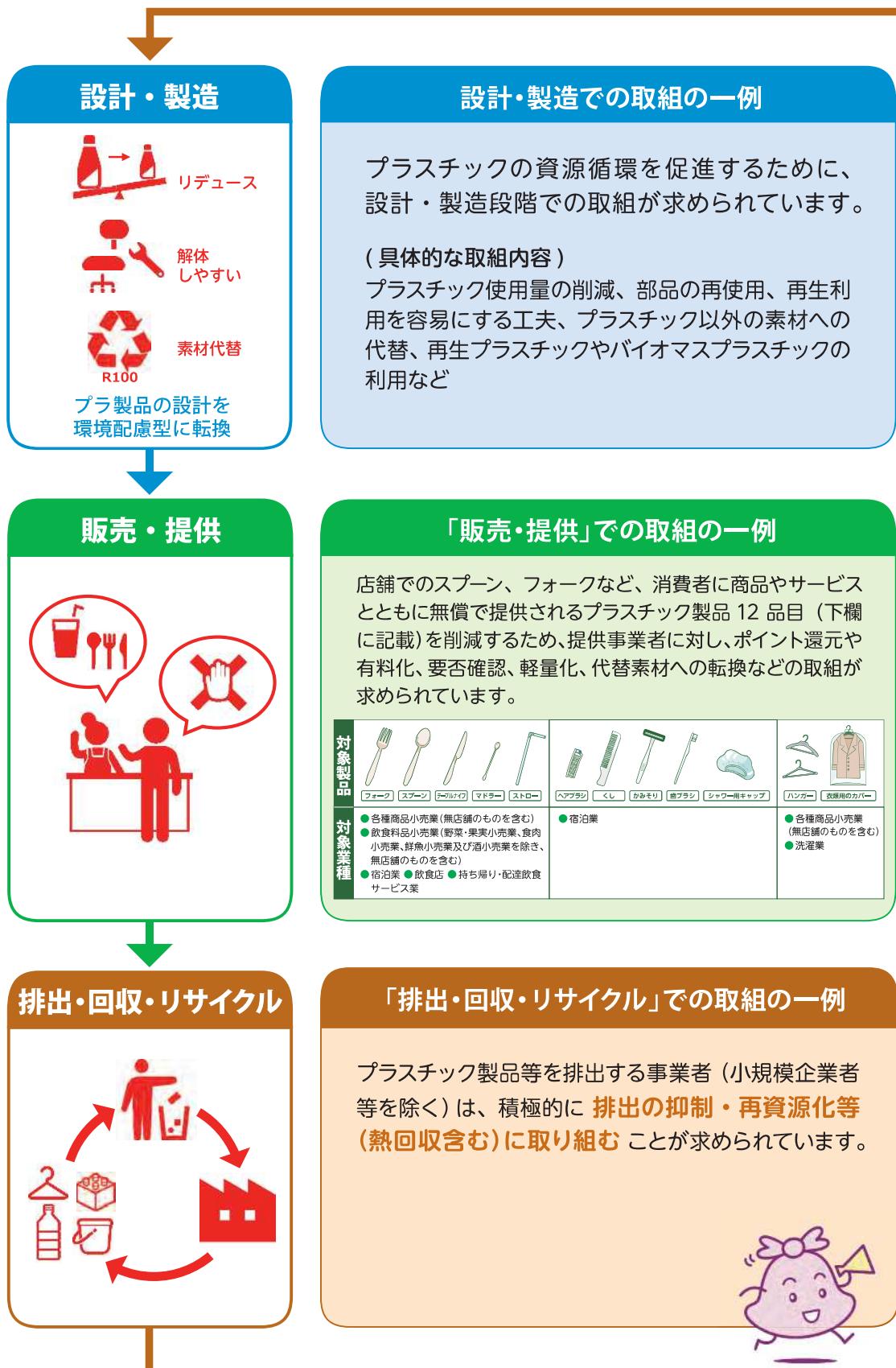


充電式掃除機

危険なごみは必ず分別し、適切に排出してください。

プラスチックの分別・削減

プラスチック製品の設計・製造から排出・回収・リサイクルまでのライフサイクル全体で資源循環を促すことを目的に、プラスチック資源循環促進法が施行されました。



事業系廃棄物の分類早見表

一廃 事業系一般廃棄物 産廃 産業廃棄物 リサ リサイクル可能なもの

※「廃プラスチック類」は「廃プラ」と記載（紙類は分別義務があります）

※「水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用した製品が産業廃棄物となつたもの）」は「水銀廃棄物」と記載。

あ

名称	分類	産廃品目	備考
空き缶	産廃 リサ	金属くず	
空きびん	産廃 リサ	ガラスくず	
アクリル板	産廃	廃プラ	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
衣装ケース	産廃	廃プラ	
一斗缶	産廃	金属くず	
椅子（事務用）	産廃	廃プラ 金属くず	
椅子（木製）	一廃		木製品製造業等は 産廃
衣類乾燥機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイ クル法対象 P9
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
うちわ（骨がプラ製）	産廃	廃プラ	紙部分を分離した排 出が望ましい
エアコン	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイ クル法対象 P9
LED 照明	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
エンジンオイル	産廃	廃油	
鉛筆	一廃		
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
OA 用紙	リサ		

か

名称	分類	産廃品目	備考
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
傘	産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切ること
カッターナイフ	産廃	廃プラ 金属くず	
紙くず	リサ		
花びん	産廃	ガラスくず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙袋（紙のみ）	リサ		
紙袋（内側がプラ加工）	一廃		プラの割合の方が大 きければ産廃
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
紙箱	リサ		

紙パック	リサ		
紙やすり	一廃		
瓦	産廃	陶磁器くず	
乾燥剤シリカゲル（泥状）	産廃	汚泥	
乾燥剤シリカゲル（粒状）	一廃		
記録メディア (CD、DVD 等)	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物
金庫製品	産廃	金属くず	
靴（天然皮革・繊維製）	一廃		
靴（化学繊維製）	産廃	廃プラ	
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	水銀廃棄物
結束バンド	産廃	廃プラ	
小型家電製品 (電話、プリンター等)	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
ゴム製品 (天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	
ゴム製品 (合成ゴム製)	産廃	廃プラ	
さ			
名称	分類	産廃品目	備考
雑がみ	リサ		
シールの台紙	一廃		
磁気カード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ	
シャープペンシルの芯	一廃		
充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
シュレッダーくず	リサ		
消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステム あり
新聞・雑誌	リサ		
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては 混合物
ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
炭（未使用）	一廃		
スリッパ	産廃	廃プラ	
生花	一廃		
石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイ クル法対象 P9
せん定枝・刈草 (枝葉・竹)	一廃 リサ		

た

名称	分類	産廃品目	備考
体温計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀体温計は水銀廃棄物
体温計（デジタル）	産廃	廃プラ 金属くず	
台車	産廃	廃プラ 金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	
たばこ（吸い殻）	一廃		
ダンボール	リサ		
机（事務用）	産廃	金属くず 廃プラ	
机（木製）	一廃		木製品製造業等は産廃
電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
電球	産廃	金属くず ガラスくず	
電池	産廃	廃プラ 汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料（固形）	産廃	廃プラ	
塗料（水性・液状）	産廃	廃酸又は 廃アルカリ 廃プラ	
塗料（油性・液状）	産廃	廃油 廃プラ	
テレビ	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	P9

な

名称	分類	産廃品目	備考
長靴	産廃	廃プラ	
生ごみ（厨芥類）	一廃 リサ		食料品製造業等は 産廃
南京錠	産廃	金属くず	
ネット	産廃	廃プラ	
粘着テープ（紙・布製）	一廃		
粘着テープ（化学繊維製）	産廃	廃プラ	

は

名称	分類	産廃品目	備考
灰	産廃	燃えがら	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステム あり
バッテリー	産廃	廃酸 廃アルカリ 廃プラ 金属くず	一部水銀廃棄物
発泡スチロール	産廃	廃プラ	

刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては 混合物
パレット（木製）	産廃	木くず	
パレット（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
フィルム	産廃	廃プラ	
プラスチック製 容器包装	産廃	廃プラ	
古布 (衣類、毛布、布団等)	一廃 リサ		化学繊維は産廃
ペットボトル	産廃 リサ	廃プラ	
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	
ポイントカード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
包装紙 (内側がプラ加工)	一廃		プラの割合の方が大きければ産廃
包装紙（紙のみ）	リサ		
ボールペン	産廃	廃プラ	
ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	

ま

名称	分類	産廃品目	備考
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		
メディアケース (CD、DVD等)	産廃	廃プラ	
モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によっては 混合物

や・ら・わ

名称	分類	産廃品目	備考
ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切ること
ラップ類	産廃	廃プラ	
レインコート	産廃	廃プラ	
レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
レジ袋	産廃	廃プラ	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
割り箸	一廃		
冷蔵（凍）庫	産廃	廃プラ 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象 P9

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

(令和4年9月1日現在)

許可番号	許可業者名	住 所	電話番号
001	小坂産業(株)	南区上鳥羽石橋町 2 4 3	075-661-5400
002	(有)エコティック山根商店	伏見区横大路一本木 1 - 1 7	075-621-2212
003	(有)大工商店	伏見区南寝小屋町 9 1	075-644-5351
004	(有)五十嵐商店	南区吉祥院長田町 5 5 2	075-691-4822
005	(株)山本清掃	伏見区横大路千両松町 1 9 6 - 1	075-623-5555
006	(有)山根商店	南区西九条東比永城町 5 1	075-691-1751
010	(有)サント	伏見区納所岸ノ下 3 0 - 1 3	075-631-1885
011	(株)れおイレブン	南区上鳥羽菅田町 5 7	075-661-8888
014	(有)河岸商店	下京区西七条市部町 9 8	075-312-2846
015	(有)中川商店	南区上鳥羽北戒光町 1 2	075-691-0771
016	京都環境衛生(有)	左京区下鴨泉川町 6	075-723-5386
018	(株)松田商店	左京区田中南西浦町 7 9 - 2	075-791-9808
019	(株)山文	伏見区深草西浦町二丁目 6 1	075-643-3456
020	(有)森商店	南区西九条春日町 1	075-681-4933
021	(有)クリーントリヤマ	南区吉祥院新田式ノ段町 7 7 - 3	075-692-2567
022	(株)下屋敷商店	南区上鳥羽北塔ノ本町 7 番地	075-581-2543
023	(株)川崎環境開発興業	大阪市旭区大宮四丁目 1 3 番 3 0 号	06-6951-2777
024	(株)辻商店	南区東九条西岩本町 3 4 - 2	075-671-0909
025	(有)パッカーズ	南区東九条柳下町 6 3 - 3	075-672-1252
027	(有)河原商店	中京区西ノ京御輿岡町 1 5	075-467-9717
028	白川商店(株)	伏見区横大路芝生 2 9 - 2	075-621-1869
029	上田清掃(株)	左京区田中高原町 1 5	075-724-5250
030	(有)西山産業	伏見区北寝小屋町 5 1	075-601-1443
031	竹之内運送(株)	山科区東野門口町 4 8	075-592-3900
032	(株)木下商店	左京区岩倉村松町 6 4 - 1 1	075-701-7074
034	(株)泉原商店	左京区一乗寺河原田町 2 9 - 1	075-701-8381
035	つじもと商事(株)	伏見区深草柴田屋敷町 3 - 2 4	075-642-4373
036	サカ工産業(株)	京都府亀岡市旭町金辻 5 7	0771-24-5161
037	KEC cleans(株)	南区東九条北河原町 5 番地	075-672-2370
038	(株)立川清掃	伏見区横大路下三栖城ノ前町 5 0 - 2	075-604-5301
039	(有)鴨東産業	南区上鳥羽八王神町 4 2 7	075-681-7853
040	新田産業(株)	伏見区淀際目町 2 1 4 - 7	075-631-6517
041	(株)タナカクリンアップ	下京区黒門通五条下る柿本町 5 9 5	075-361-7145
042	松井疏留(AQUAレインボー)	伏見区深草柴田屋敷町 1 7 - 1	075-641-8720
043	(有)小西清掃	伏見区深草北新町 6 3 7 - 1 0	075-641-7238
044	伏見クリエイト(株)	伏見区久我西出町 4 - 3 8	075-922-3251
045	(株)オカムラ産業	南区吉祥院大河原町 8 - 4	075-314-7294
046	(株)アサヒコーポレーション	伏見区淀生津町 6 4 8	075-631-2849
047	内海興業(株)	南区吉祥院嶋高町 3 5 - 2	075-661-1888
048	(株)高島商店	南区東九条宇賀辺町 6 5	075-671-4657
049	市川等(市川商店)	北区紫野花ノ坊町 3 5 市営住宅 1 5 棟 1 1 0 号	075-491-7874
050	テックス・カンポ(株)	伏見区羽束師古川町 2 4 3	075-933-1111
052	(有)ウエグチ興産	右京区太秦森ヶ前町 1 1 - 1 9	075-864-3622
053	(株)白青舎	中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町 6 5 7 - 5	075-241-3283
054	(株)丸富産業	南区東九条西明田町 3 7	075-661-0009
056	(株)木村商店	右京区西院月双町 9 5	075-326-3953
058	(有)エヌズトランス	南区上鳥羽南鉢立町 4 9 - 1	075-692-2585
060	(有)カネムラ	伏見区南寝小屋町 9 1	075-574-7030
061	(株)タカノ	京都府向日市上植野町南淀井 1 7	075-921-8120
062	(有)丸加清掃	伏見区南寝小屋町 9 1	075-611-5599
063	ホームケルン(株)	京都府京田辺市大住池嶋 2 4 - 1	0774-63-7155
064	東山管理センター(株)	山科区西野山欠ノ上町 6 0 - 1	075-592-0003
065	フロムメンテナンス(有)	伏見区竹田泓ノ川町 2 3	075-611-7200
066	高野清掃(株)	伏見区横大路千両松町 1 9 6 - 1	075-603-5500
067	(有)三協清掃	右京区梅津高畠町 1 8	075-873-0111
068	三星産業(株)	伏見区横大路菅本 2 - 3 5	075-622-2727
069	大和興産(株)	南区吉祥院嶋野間詰町 3 2 - 1	075-681-1547
070	(有)辻克商店	南区唐橋平垣町 6 8 - 5	075-691-4100
071	(有)岩本商会	滋賀県大津市瀬田一丁目 2 - 1 4	077-545-5144

許可番号	許可業者名	住 所	電話番号
072	(有) ラゴ	南区上鳥羽角田町 55-3	075-671-0564
073	(株) ヤマネ	南区吉祥院池ノ内町 10-1	075-691-7350
074	(株) ナプラス	京都府城陽市久世荒内 160-2	0774-54-1007
075	(株) 大剛	京都府八幡市上奈良日ノ尾 1-7	075-983-8280
077	京都エコクリエイト(株)	伏見区南寝小屋町 91	075-691-6507
078	(株) ランナーズ	伏見区南寝小屋町 91	075-605-5314
079	合同会社 松本商店	伏見区北端町 64	075-611-7345
081	神崎一記(神崎商店)	伏見区深草東伊達町 41-4	075-647-0803
082	(有) 平塚商事	南区吉祥院池田町 39-3	075-661-7005
083	(株) アイリンク	南区上鳥羽麻ノ本 23-2	075-694-2222
084	(株) グリーンテクノ	伏見区横大路下三栖城ノ前町 50-2	075-605-1188
086	(株) ティー・エム・ティー	南区吉祥院鳴高町 35-2	075-661-1888
087	(有) 木下カンセー	山科区大宅沢町 113	077-543-2663
088	(有) グローバルクリーン	伏見区深草柴田屋敷町 7-13	075-646-2213
100	京都環境事業(株)	南区吉祥院新田式ノ段町 65	075-691-2033

処理業者の最新情報はホームページでも確認できるわよ。
「京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿」や
「京都市産業廃棄物処理業者名簿」、
「京都府産業廃棄物処理業者名簿」で検索してね。



産業廃棄物について
分かりやすく説明した動画
「いち、に、さんぱい！」も
ぜひ見てください!!



京都市では、ごみ減量及び再資源化に積極的に取り組む事業所・事業場を顕彰する制度があり、ホームページ等で紹介しています。認定を受けることは、環境への意識が向上するだけでなく、事業所のイメージアップにもつながります！

～こちらをチェック！～



[京都都市情報館]

[京都ごみネット]

雑がみの種類を更に詳しく例示した「雑がみ図鑑」や「分別表示」は、「京都ごみネット」の「事業者のみなさま」からダウンロードできます。

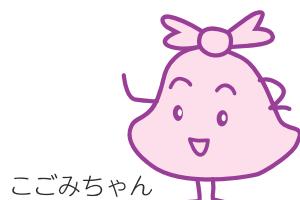
京都ごみネット

検索



お問合せ

名 称	内 容	所在地・ホームページアドレス	電話番号
京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課	・事業系一般廃棄物についての相談	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	075-222-3946
京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課	・産業廃棄物についての相談	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	075-222-3957
京都市環境政策局 北部環境共生センター	・事業用大規模建築物減量計画書届出等 (北、上京、左京、中京、右京の各区)	〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2F	075-701-9800
京都市環境政策局 南部環境共生センター	・事業用大規模建築物減量計画書届出等 (東山、山科、下京、南、西京、伏見の各区)	〒601-8444 京都市南区西九条森本町62-1	075-671-0511
京都環境事業協同組合	・一般廃棄物収集運搬業者の紹介 ・京都市推奨事業系ごみ袋の販売	〒601-8317 京都市南区吉祥院 新田式ノ段町65	075-691-5516 
(公社) 京都府産業資源循環協会	・産業廃棄物処理業者の紹介 ・マニフェストの販売 ・各種講習会の申込み	〒601-8027 京都市南区東九条 中御靈町53-4 Johnsonビル2F	075-694-3402 
(一社) 京都府産業廃棄物 3R支援センター	・リサイクル業者の紹介 ・廃棄物の減量等に関するアドバイス	〒600-8009 京都市下京区四条通 室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4F	075-352-0530 
J W N E T	・(公財)日本産業廃棄物処理振興センター が運営する電子マニフェスト	〒102-0084 東京都千代田区 二番町3番地 麹町スクエア7F	0800-800-9023 



こごみちゃん

令和4年11月発行
京都市環境政策局資源循環推進課
京都市印刷物第043097号